

# 地籍調査事業に伴う住所表示変更 各種手続のしおり

(略称) 住所表示変更手続のしおり

十日町市

(2021.9.13)

## はじめに

### ☆十日町市の住所はわかりにくい（紛らわしい住所の二重呼称）

これまで、十日町市の住所の呼称には、土地の所在（地番）と行政区（町内名）の二通りが使われていて、緊急時などの場所の特定や郵便物の不達など市民生活に不便や混乱が生じています。

（例：十日町市高山〇〇番地（住所）＝十日町市高田町△丁目（行政区））

住民票の住所の表示には、①「住居表示に関する法律」に基づくもの、②土地登記簿の地番によるものの二種類がありますが、十日町市の正しい住所は土地登記簿の地番です。

特に市街地では、子、丑、寅等の十二支と甲、乙、丙等の十干が使われており、わかりにくくなっています。このため、地籍調査事業の中で皆さんから要望が多い行政区の名称を新たな地番区域の名称（町名）として採用し、住所として表示する準備を進めております。これに伴い、地籍調査完了後は皆さんの住所や会社・商店などの所在地の表示が変更になります。

### ☆住所と本籍・不動産の表示がどのように変わるのか

①町名変更と地番変更にともなう土地の表示について説明します。

（例）

	旧表示	新表示
町名・地番変更にあたるもの	十日町市 <u>字江ノ尻寅乙</u> 100 番	十日町市 <u>上島 100 番</u> （ <u>子・丑・乙等の符号は地番の一部</u> とみなされますので符号地番はすべて地番変更にあてはまります。）
	十日町市 <u>字下平</u> 500 番	十日町市 <u>下島 500 番 1</u> （分合筆等で地番が変更になった場合など）
	十日町市 <u>字沢口丑</u> 1 80 番	十日町市 <u>高田町六丁目 1 1 80 番</u> （ <u>符号等を数字に変更したことによる地番が変更になった場合など</u> ）

②土地の表示の変更にもなう住所・本籍の変更について説明します。

(例)

	現在	完了後
土地の表示	十日町市字西原子300番	十日町市上島300番
住所	十日町市 子300番地	十日町市上島300番地
本籍	十日町市 子300番地	十日町市上島300番地

※住所・本籍には土地の表示の「〇〇番」のあとに「地」をつけて「〇〇番地」と表示します。(新しい土地の表示については別冊の「新旧地番対照表」をご覧ください。)

※証明書は算用数字で表記

市役所で発行する住所表示変更証明書、住民票などは、算用数字(例：本町6の1丁目)で表記しているものもあります。

※補足説明 地籍調査後の行政区

イ. 調査後に新しく住宅が建設される場合などで地番区域に新たな世帯が加入した際には、自動的に地番区域の名称と同じ行政区に加入することになります。

ロ. 一筆の土地に複数の行政区(世帯)がある場合に、所属する行政区が変更になることがあります。

#### 参考：行政区とは

行政区および市政事務協力員は、以下の規則で定められています。

十日町市行政区・市政事務協力員設置規則(抜粋) ※下線は、都市計画課付加(趣旨)

第1条 この規則は、市行政の効率的な運営を図るため、行政区及び市政事務協力員の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政区の設置)

第2条 行政区は、関係住民の総意により市長が定める。

2 省略

3 省略

(協力員の設置)

第3条 省略

(職務)

第4条 協力員は、当該行政区の住民を代表し、市の事務の一部を補助協力し、市行政の円滑な運営を図るものとする。

以下省略

## 変更時に皆さんにお届けするもの

### 1 手続きのしおり

住所の表示の変更に伴い、皆さんに知っていただきたいことや、住所表示の変更手続きなどを解説したしおりです。（現在、ご覧になっているもの）

### 2 住所表示変更のお知らせ

皆さんの住所の表し方がどのように変更になるかをお知らせするものです。

### 3 住所表示変更証明書（個人、法人市民税の納税義務がある法人）

住所の表示の変更に伴う諸手続きの際に証明書として使用するものです。

（追加で証明書が必要な場合は、お手数ですが個人の方は市役所市民生活課市民係へ、法人市民税の納税義務がある法人の方は税務課市民税係までお越しくください。法人の場合、代表者以外の方が来られるときは、委任状が必要となります。）

※法人市民税の納税義務がない法人及び個人事業主の場合は、「地籍調査成果証明書」を発行します。

発行には申請手続きが必要になります。詳しくは市役所都市計画課地籍調査係へお問い合わせください。

### 4 建物の所在変更のお知らせ

建物の所在変更についての手続きをお知らせするものです。

## この「しおり」をお読みになるにあたって

①この「しおり」は、手続きの概要をお示ししたものです。

記載内容に疑問がある場合やしおりに記載のない項目については、「しおり」記載のお問い合わせ先またはお持ちの証書・契約書等の相手先に手続きが必要かご確認ください。

②手続きに際してはお問い合わせ先に詳細をご確認のうえ、手続きを行ってください。

③ページの隅に「**手続不要**」と記載されている項目でも**赤字**で記載されている部分には特にご注意ください。

住所の表示の変更に伴い必要となる手続きについては、市役所等が行うものと、皆さんご自身に手続きをお願いするものがあります。間違いのないように、それぞれ定められた手続きをしてください。

## 1.ご自身で手続きをする必要がないもの

### (1) 市役所関係

項目	対象者	変更箇所	関係部署	説明
戸籍（戸籍の附票含む）	市内に本籍を有している方	本籍欄	本庁：市民生活課 市民係 Tel025-757-3116	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>原則として</b>、市役所が新しい本籍に変更します</li> <li>・本籍が変更となった方には「本籍の変更について（お知らせ）」を送付します</li> <li>・<b>※ただし、本籍地番が現在存在しない場合は変更になりません。変更を希望される場合は転籍届の手続きが必要です</b></li> </ul>
		戸籍の附票中の住所欄	川西支所市民課 Tel025-768-4956	
住民基本台帳（住民票）	市内に住所を有している方	本籍欄	中里支所市民課 Tel025-763-2513	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所が新しい住所・本籍に変更します</li> </ul>
		住所欄	松代支所市民課 Tel025-597-2221 松之山支所市民課 Tel025-596-3152	
マイナンバー通知カード	左記をお持ちの方			<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年5月に廃止になりましたマイナンバーを証明するためには、マイナンバーカードの取得またはマイナンバーを記載した住民票を取得してください</li> </ul>

手続不要

手続不要

項目	対象者	変更箇所	関係部署	説明
旅券（パスポート）	左記をお持ちの方	所持人記入欄	市民生活課市民係 Tel025-757-3116	・ご自身で最終ページの「所持人記入欄」の住所を二重線で消して余白に新住所を記入してください
年金手帳		住所欄	市民生活課国保年金係 （年金担当） Tel025-757-3748	・ご自身で新住所を記入してください
養育医療券			子育て支援課 子育て支援係 Tel025-757-3719	・新住所に変更されたものとして取り扱います
児童扶養手当証書				
地域子育て応援カード （MEGO3カード） 住民基本台帳カードのときは 15ページ				
児童手当・児童扶養手当	児童手当・児童扶養 手当を受給の方	住所データ		
子ども医療費助成受給者証 ひとり親家庭等医療費助成受 給者証	左記をお持ちの方			

項目	対象者	変更箇所	関係部署	説明
国民健康保険被保険者証	左記をお持ちの方	住所欄	本庁：市民生活課 国保年金係 TEL025-757-3735  川西支所市民課 TEL025-768-4956 中里支所市民課 TEL025-763-2513 松代支所市民課 TEL025-597-2221 松之山支所市民課 TEL025-596-3152	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新住所に変更されたものとして取り扱います</li> <li>・更新の際に新しい住所に書き替えます</li> </ul>
後期高齢者医療被保険者証				
国民健康保険被保険者 資格証明書				
国民健康保険被保険者証兼高 齢受給者証				
国民健康保険 限度額適用認定証				
国民健康保険限度額 適用・標準負担額減額証				
国民健康保険 標準負担額減額認定証				
国民健康保険 特定疾病療養受療証				
県老受給者証				
県老限度額適用認定証				

<p>手続不要</p>
-------------

手続不要

項目	対象者	変更箇所	関係部署	説明
後期高齢者医療限度額 適用・標準負担額減額認定証	左記をお持ちの方	住所欄	本庁：市民生活課 国保年金係 Tel025-757-3735	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新住所に変更されたものとして取り扱います</li> <li>・更新の際に新しい住所に書き替えます</li> </ul>
後期高齢者医療 特定疾病療養受療証			川西支所市民課 Tel025-768-4956 中里支所市民課 Tel025-763-2513 松代支所市民課 Tel025-597-2221 松之山支所市民課 Tel025-596-3152	
介護保険被保険者証			福祉課介護保険係 Tel025-757-3757	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新住所に変更されたものとして取り扱います</li> <li>・更新の際に新しい住所に書き替えます</li> </ul>
介護保険負担割合証				
介護保険負担限度額認定証				
介護保険 特定負担限度額認定証				
介護保険利用者負担 限度額減額・免除認定証				



項目	対象者	変更箇所	関係部署	説明
社会福祉法人等 利用者負担軽減確認証	左記をお持ちの方	住所欄	福祉課介護保険係 Tel025-757-3757	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新住所に変更されたものとして取り扱います</li> </ul>
生活管理指導 短期宿泊事業利用券			地域ケア推進課 地域包括支援係 Tel025-757-3511	
紙おむつ等給付券			福祉課高齢者支援係 Tel025-757-9758	
特別児童扶養手当証書				
地域生活支援事業受給者証				
重度心身障害者医療受給者証			福祉課障がい福祉係 Tel025-757-3782	
精神障害者保健福祉手帳				
精神障害者医療費受給者証				

手続不要

手続不要

項目	対象者	変更箇所	関係部署	説明
自立支援医療受給者証	左記をお持ちの方	住所欄	福祉課障がい福祉係 Tel025-757-3782	・新住所に変更されたものとして取り扱います
障害福祉サービス受給者証			健康づくり推進課 母子保健係 Tel025-757-9759	
十日町市妊産婦健康診査受診票 乳児一般健康診査受診票				・ご自身で手帳の住所を二重線で消して 余白に新住所を記入して下さい
母子健康手帳				
犬の登録	犬を飼われている方	住所データ	環境衛生課環境企画係 Tel025-752-3924	・新住所に変更されたものとして取り扱います

項目	対象者	変更箇所	関係部署	説明
法人市民税関係	市内に本店・支店を有する法人	本店・支店の所在地	税務課市民税係 Tel025-757-3716	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新住所に変更されたものとして取り扱います</li> </ul>
個人住民税関係	特別徴収義務者である個人事業主	住所または事務所等の所在地		
軽自動車税関係	軽自動車税納税義務者	住所		
固定資産税・都市計画税納税通知書及び資産証明	建物の所有者若しくは納税義務者	建物の所在地番	税務課家屋資産税係 Tel025-755-5131	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記されていない建物（未登記建物）については、新地番に変更されたものとして取り扱います</li> <li>・登記されている建物については、町名変更のみの場合は、地籍調査登記時に法務局で修正します</li> <li>・また、地番変更を伴う場合は、地籍調査登記完了後変更手続きを開始しますが、対象物件が多いため順次変更することになります（詳しくは29、30ページをご覧ください）</li> </ul> <p>※「建物の所在変更のお知らせ」により、家屋課税台帳に登録する建物の新しい所在地番をお知らせします</p>

<p>手続不要</p>
-------------

手続不要

項目	対象者	変更箇所	関係部署	説明
道路占用許可証（市道）	左記をお持ちの方	住所欄 所在地欄	建設課監理係 Tel025-757-3117	• 新住所に変更されたものとして取り扱います
公共物使用許可証				
保育園、公立小中学校への手続き	学校等に在学（在園）されている方	住所データ	子育て支援課保育園係 Tel025-757-9169 教育委員会学校教育課 学事係 Tel025-757-9957	
市税・介護保険料・ 上下水道使用料・市奨学金 返還口座振替	口座振替を登録されている方		各担当課	

## (2) 市役所以外

項目	対象者	変更箇所	関係機関	説明
不動産登記簿（表題部） （土地）	調査区域内に土地を 所有されている方	表題部 （所在・地番・ 地目・地積）	新潟地方法務局 十日町支局 Tel025-752-2575	・地籍調査の成果に基づき法務局で修正 します <b>※不動産登記簿（土地：権利部）及び不 動産登記簿（建物）は27ページ以降 を参照してください</b>

## ※注意事項

- ・地籍調査後の登記地積が、固定資産税等の課税地積となります

固定資産税及び都市計画税における土地の課税地積（面積）は、土地登記簿に登録されている地積（登記地積）を用いるのが原則です。  
地籍調査完了後は地籍調査後の登記地積で固定資産税の課税を行います。

筆（土地）によっては、地籍調査後の地積が増大し、固定資産税が増額となる場合がございます。

- ・課税地目の認定のため、税務課職員が現地を確認させていただきます。ご理解・ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先  
市役所税務課土地資産税係  
Tel025-757-3728

手続不要

手続不要

項目	関係機関	説明
自動車保管場所証明	公益財団法人 十日町地区交通安全協会 (十日町交通センター) TEL025-757-6055	手続きは不要です
三輪、四輪の軽自動車の 自動車検査証の住所変更	軽自動車検査協会 新潟主管事務所長岡支所 TEL050-3816-1851 (コールセンター)	手続きは不要です ※新住所への変更を希望される方は、自動車検査証 に「住所表示変更証明書」を添付のうえ、左記に住 所表示の変更を申し出てください
恩給受給者の住所 (個人)	総務省 政策統括官 (恩給担当) 恩給業務管理官室 TEL03-5273-1348	原則、手続きは不要です ※ただし、総務省に届出されている住所が住民票上の 住所と異なる方は届出が必要です

項目	関係機関	説明
郵便	最寄りの郵便局	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便物は旧住所でも配達されますが、正当な配達をするために、差出人様への住所変更のお知らせを、できるだけ行ってください。</li> <li>旧住所で記載された郵便物の配達に変更後2年間とさせていただきます。なお、2年経過後は差出人様へお返しさせていただきます</li> </ul> <p>※住所表示変更のお知らせは、ご自身で行ってください</p>
国民年金・厚生年金受給者 (個人)	日本年金機構六日町年金事務所 (お客様相談室) TEL025-716-0008 (自動音声案内、案内番号1番→2番)	<p>原則、手続きは不要です</p> <p>※ただし、次のいずれかに該当する場合は届出が必要です</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年1回、各種年金現況届を提出している方</li> <li>日本年金機構に届出されている住所が住民票上の住所と異なる方</li> <li>老齢福祉年金、特別障害給付金を受給されている方</li> </ul> <p>※届書は、年金事務所または市役所本庁の市民生活課年金窓口にあります</p>
国民年金の第1号被保険者 (個人)	日本年金機構六日町年金事務所 (国民年金課) TEL025-716-0008 (自動音声案内、案内番号2番→2番)	<p>手続きは不要です</p>
NHK受信料	NHK新潟放送局営業部 TEL025-230-1651 (平日 10:00~17:00)	<p>手続きは不要です</p>

<p>手続不要</p>
-------------

## 2.ご自身で手続きをしていただくもの

手続必要

### (1) 市役所関係

項目	対象者	変更箇所	関係部署	説明
マイナンバーカード	左記をお持ちの方	カード及びICチップに記録されている住所情報	本庁：市民生活課 市民係 Tel025-757-3116  川西支所市民課 Tel025-768-4956	カードと暗証番号（住民基本台帳用暗証番号（数字4ケタ））をお持ちの上変更手続きを行ってください  ※変更手続き前でもコンビニでの証明書発行は可能です
住民基本台帳カード （写真あり） ＜MEGO3 カードを含む＞		カードの住所欄	中里支所市民課 Tel025-763-2513 松代支所市民課 Tel025-597-2221	カードをお持ちの上変更手続きを行ってください
在留カード及び 特別永住者証明書		住所欄	松之山支所市民課 Tel025-596-3152	
身体障害者手帳			福祉課障がい福祉係 Tel025-757-3782	手帳をお持ちの上変更手続きを行ってください
療育手帳				



項目	対象者	変更箇所	関係部署	説明
認可地縁団体	認可地縁団体	規約及び 告示事項	企画政策課 移住協働推進係 Tel025-755-5137	<ul style="list-style-type: none"> <li>規約変更手続きを行ってください (変更が必要ない場合もありますので、詳しくはお問い合わせください)</li> <li>事務所所在地、代表者住所の変更について、告示事項変更届を提出してください</li> </ul>
NPO法人の事務所 及び役員住所変更	所轄庁の認証を 受けた NPO 法人	定款及び 役員名簿		<ul style="list-style-type: none"> <li>定款の事務所住所が番地までの場合 定款変更届を提出してください</li> <li>定款の事務所住所が市名までの場合 変更後の所在地をご連絡ください</li> <li>役員住所変更 役員の変更等届を提出してください</li> </ul>
		登記事項		「(略称)会社等変更登記のしおり」を 参照のうえ新潟地方法務局で変更登記を 行ってください

手続必要

手続必要

(2) 市役所以外

項 目	関係機関	必要となる手続き
運転免許証の記載事項変更	公益財団法人 十日町地区交通安全協会 (十日町交通センター) TEL025-757-6055	<p>・運転免許更新申請の際に変更を申し出て下さい。  <b>※更新前に変更を希望される方は、十日町交通センターで手続きが可能です。</b>  <b>なお、更新申請・変更手続きの際には、市が発行する「本籍の変更について(お知らせ)」及び「住所表示変更証明書」を持参してください。</b></p> <p><b>注)「本籍の変更について(お知らせ)」を紛失した方は、再発行ができませんので住民票(本籍表示のあるもの)(有料)を持参してください。</b></p>
雇用保険適用事業主の方 (法人等)	十日町公共職業安定所 TEL025-757-2407 十日町公共職業安定所 TEL025-757-2407 十日町労働基準監督署 TEL025-752-2079	<p>確認書類を添付のうえ「雇用保険事業主事業所各種変更届」を提出してください</p> <p>確認書類を添付のうえ「労働保険 名称、所在地等変更届」を提出してください</p>
求人申込をされた事業主の方 (法人等)	十日町公共職業安定所 TEL025-757-2407	求人申込時にお申し出ください

項 目	関係機関	必要となる手続き
労災保険適用事業主の方 (法人等)	十日町労働基準監督署 Tel025-752-2079	労働保険「名称、所在地等変更届」を提出してください
厚生年金保険に加入している 被保険者(個人)	日本年金機構六日町年金事務所 (厚生年金適用徴収課) Tel025-716-0008 (自動音声案内、案内番号3番→2番)	次に該当する被保険者及び被扶養配偶者(国民年金の第3号被保険者)については、事業主へ「住所表示変更証明書」を提示し住所表示変更した旨を申出した後に、事業主を経由して「健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届」をご提出ください <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険のみ加入している</li> <li>・海外居住者</li> <li>・短期在留外国人</li> <li>・基礎年金番号と個人番号が紐付いていない</li> </ul>
健康保険・厚生年金保険適用 事業所(法人等)		事業主は、「健康保険・厚生年金保険適用事業所名称所在地変更(訂正)届(管轄内)」に「住所表示変更証明書(写し)」を添付し提出してください

手続必要

### 3.変更手続きが必要か確認のうえ、ご自身で手続きしていただくもの

要確認

#### (1) 法務局関係

項目	対象者	変更欄	関係機関	説明
不動産登記簿(土地・建物)	調査区域内に居住し、十日町市又は他の市区町村に土地もしくは建物を所有されている方	権利部(甲区) (「所有権に関する事項」の所有者住所)	新潟地方法務局 十日町支局 TEL025-752-2575 (十日町市及び津南町以外は、その管轄の法務局)	必要に応じて管轄の法務局で変更手続きを行ってください (「住所表示変更証明書」を添付してください) ※法人の方は「(略称)会社等変更登記のしおり」も参照してください (詳しくは29、30ページをご覧ください)
会社等登記簿	調査区内の会社等	会社等所在地・ 役員住所等	新潟地方法務局 法人登記部門 TEL025-226-0955	「(略称)会社等変更登記のしおり」を参照のうえ、必要な手続きを行ってください

## (2) 金融機関等

項 目	関係機関	説 明
預金通帳・証書・ キャッシュカード等 (個人・法人等)	(株)第四北越銀行十日町中央支店 TEL025-752-4111  (株)第四北越銀行十日町支店 TEL025-757-8111	原則、手続きは不要です ※当座預金、融資取引がある方は変更登記を行った上で、 当行所定の「届出事項変更届」による住所表示の変更 手続きが必要となります (変更登記後の「登記事項証明書」等を添付してくだ さい)

要確認

要確認

項 目	関係機関	説 明
預金通帳・証書・ キャッシュカード等 （個人・法人等）	(株)大光銀行十日町支店 TEL025-752-3591	<b>原則、手続きは不要です</b> <b>※当座預金、融資取引のある方は、当行所定の「届出事            項変更届」による住所表示の変更手続きを行ってくだ            さい。また、ご使用されている署名判を変更される方            は、署名判変更の手続きが必要です</b> <b>（「住所表示変更証明書」を添付してください）</b>
	新潟県信用組合十日町支店 TEL025-757-3121 新潟県信用組合川西支店 TEL025-768-3121 新潟県信用組合下条支店 TEL025-756-2011	<b>原則、手続きは不要です</b> <b>※当座預金、融資取引等がある方は、住所表示の変更の            手続きが必要となる場合があります。また、ご使用さ            れている署名判を変更される方は、署名判変更の手続            きが必要となります</b>
	上越信用金庫浦川原支店 TEL025-599-2016	<b>原則、手続きは不要です</b> <b>※当座預金、生命保険、損害保険のお取引がある方、も            しくは融資取引がある方や変更登記を行った方は、当            金庫所定の住所表示の変更手続きが必要となります</b> <b>（「住所表示変更証明書」を添付してください）</b>

項 目	関係機関	説 明
預金通帳・証書・ キャッシュカード等 (個人・法人等)	十日町農業協同組合 各支店	<p>原則、手続きは不要です（JA共済含む）</p> <p>※当座貯金（個人および法人）、融資取引のある方（法人のみ）や変更登記を行った方（法人のみ）は、「届出事項変更届」による住所表示の変更手続きが必要となります</p> <p>詳しいお手続きについては、各支店にお問い合わせください</p>
	新潟県労働金庫十日町支店 Tel025-757-8300	<p>原則、手続きは不要です</p>
	最寄りの郵便局	<p>原則、手続きは不要です</p> <p>※郵便局による修正が必要となりますので、お近くの郵便局に寄った際に、局員に申し出下さい</p>
	※記載のない金融機関等は直接金融機関へお問い合わせください	

要確認

要確認

(3) その他

項目	お問い合わせ先	説明
オートバイ（排気量 125cc を超え 250cc 以下）の軽自動車届出済証の住所変更	北陸信越運輸局新潟運輸支局 長岡自動車検査登録事務所	手続きは不要となりますが、住所表示の変更を希望される場合は、行政機関発行の証明書、または住民票を申請書に添付して申請してください。なお、手数料は無料です
自動車（軽自動車は除く）、オートバイ（排気量 250cc を超える）の自動車検査証の住所変更	TEL050-5540-2041 ※音声案内が流れますので、037 と押してください。	※車両の譲渡、抹消等を行う場合には、行政機関発行の証明書等が必要となる場合があります ※ご不明な点がありましたら直接お問い合わせください
各種保険等	各保険会社等	手続きの可否を直接保険会社等へお問い合わせください
各種許認可等	各許認可機関・団体	手続きの可否を直接許認可機関・団体へお問い合わせください



## 参考資料

1. 閲覧書の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
2. 土地登記事項について・・・・・・・・・・・・ 27
3. 建物登記事項について（町名地番変更の場合）・・・・ 29

1-1. 18計画区 閲覧書の見方（閲覧時に土地所有者にお渡ししたもの）

地籍調査 閲覧名寄表

		1/1		所有者住所	十日町市子300番地	住所	十日町市子300番地	所有者コード	12345678		
				所有者	十日町一郎	氏名	十日町一郎				
地籍調査前の土地の表示					地籍調査後の土地の表示						
字名	地番	地目	地積 m <sup>2</sup>	所有者の住所及び氏名又は名称	字名	地番	地目	地積 m <sup>2</sup>	所有者の住所及び氏名又は名称	原因及びその日付	地図番号
字 西原	子300	宅地	100 50	十日町市子300番地 十日町一郎	上島	300	宅地	110 60	十日町市子300番地 十日町一郎	所在変更 氏名錯誤 地積錯誤 300と地番変更	A-1-1
字 上島	丑100	畑	10	十日町市子300番地 十日町一郎	下島	100	畑	15	十日町市子300番地 十日町一郎	所在変更 氏名錯誤 地積錯誤 100と地番変更	A-1-1
小計筆数	2	小計面積	110 50		小計筆数	2	小計面積	125 60			
合計筆数	2	合計面積	110 50		合計筆数	2	合計面積	125 60			
所有者意見欄		私は、上記土地の地籍調査について、確かに立会（代理立会を含め）し、調査の結果を確認、地図の閲覧を行い相違ない事を認め、土地表示の異動について同意いたします。 十日町市長 様					住所 十日町市子300番地 氏名 十日町一郎		備考	令和〇〇年〇月〇日	

(1) 土地の表示

十日町一郎さんの土地の表示は以下のようになります。

(旧地番) 十日町市子300番 → 十日町市上島300番  
 (新地番: 新しい町名①+新しい地番②) 十日町市丑100 → 十日町市下島100番

「住所の場合」 住所表示: 「十日町市上島300番地」

〇丁目は正式には漢数字ですが、住民票など算用数字で表記しているものもあります。

# 1-2. 19計画区 閲覧書の見方（閲覧時に土地所有者にお渡ししたもの）

## 地籍調査結果閲覧表

地籍調査前の土地の表示					地籍調査後の土地の表示							
字名	地番	地目	地積㎡	所有者の住所及び氏名又は名称	字名	地番	地目	地積㎡	異動事項	地図番号	所有者の住所及び氏名又は名称	確認印
西原	子300	宅地	100.50	十日町市子300番地 十日町 一郎	上島	300	宅地	110.60	所在変更 氏名錯誤 地積錯誤 300と地番変更	A-1-1	十日町市子300番地 十日町 一郎	
上島	丑100	畑	10	十日町市子300番地 十日町 一郎	下島	100	畑	15	所在変更 氏名錯誤 地積錯誤 100と地番変更	A-1-1	十日町市子300番地 十日町 一郎	
					新しい町名①		新しい地番②					
~~~~~												
地目	宅地	畑	合計									
調査前	筆数	1	1	2								
	面積㎡	100.50	10.00	110.50								
調査後	筆数	1	1	2								
	面積㎡	110.60	15.00	125.60								
所有者同意欄	私は上記土地の地籍調査について、確かに立会（代理立会を含め）し、調査の結果を確認、地図の閲覧を行い相違ない事を認め、土地表示の異動について同意します。 十日町市長 様								住所	十日町市子300番地		
									氏名	十日町一郎		
									令和	〇〇年	〇月	〇日
									印			

26

### (1) 土地の表示

十日町一郎さんの土地の表示は以下のようになります。

(旧地番) (新地番：新しい町名①+新しい地番②)

十日町市子300番 → 十日町市上島300番 ← 「住所の場合」 住所表示：「十日町市上島300番地」  
 十日町丑100番 → 十日町市下島100番

○丁目は正式には漢数字ですが、住民票など算用数字で表記しているものもあります。

## 2. 土地登記事項について

地籍調査の結果、登記情報は以下のとおり書き改められます

(例：変更前)

新潟県十日町市子 300

全部事項証明書

(土地)

表 題 部 (土地の表示)	調製	平成 15 年 5 月 7 日	不動産番号	1234567890123
地図番号	余 白	筆界特定	余 白	
所 在	十日町市字西原			余 白
①地 番	②地 目	③地 積	原因及びその日付 [登記の日付]	
子 300 番	宅地	100 50	余白	

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成 14 年 2 月 1 日 第 1234 号	平成 14 年 2 月 1 日 相続 所有者 十日町市子 300 番地 十日町一郎

権 利 部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成 20 年 10 月 1 日 第 2345 号	原因 平成 20 年 9 月 1 日 債権額 1,235 万円 債務者 十日町市子 300 番地 十日町太郎 抵当権者 十日町市〇〇番地 (株)十日町銀行 共同担保 目録 (あ) 第 123 号

住所の変更登記をされない場合でも権利関係に変更はありません。  
 登録免許税や必要書類等については新潟地方法務局十日町支局へお問い合わせください。  
 法務局では現在、登記の手続案内については、電話による事前予約制により、電話対応のみと  
 させていただいております。  
 また、手続案内の説明は、法務局ホームページ掲載書式に基づいた一般的な説明を行っており、  
 申請情報等の作成支援は行っていません。

「(例：変更後)」では、「①地番」、「②地目」、「③地積」が、地籍調査によって変更になっている場合には調査の結果に基づき書き改められます

(例：変更後)

新潟県十日町市上島 300

全部事項証明書

(土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成 15 年 5 月 7 日	不動産番号	1234567890123
地図番号	A1-1-1	筆界特定	余 白		
所在	十日町市字西原			余 白	
所在	十日町市上島			令和〇〇年〇月〇日変更 令和〇〇年〇月〇日登記	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付 [登記の日付]	
子 300 番	宅地	100	50	余 白	
300 番	余 白	110	60	①地番変更 ③錯誤 国土調査による成果 [令和〇〇年〇月〇日]	

地籍調査（国土調査）の公告日より前に発生した住所変更及び氏名の変更・更正は、国土調査による成果として法務局が書き改めます。  
住所変更・合筆の登記をする際に、現在の住所にしている場合、住所の更正の登記には登録免許税がかかる場合があります

「所有者住所」は町名・地番変更前のままです。町名・地番変更後の住所に変更する場合には申請が必要です

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成 14 年 2 月 1 日 第 1234 号	原因 平成 14 年 2 月 1 日 相続 所有者 十日町市子 300 番地 十日町一郎
付記 1 号	1 番登記名義人氏名更正	余 白	原因 錯誤 氏名 十日町一郎 国土調査による成果 平成〇〇年〇月〇日付記

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成 20 年 10 月 1 日 第 2345 号	原因 平成 20 年 9 月 1 日 債権額 1,235 万円 債務者 十日町市子 300 番地 十日町一郎 抵当権者 十日町市〇〇番地 (株)十日町銀行 共同担保 目録 (あ) 第 123 号

「権利部 (甲区)・(乙区)」は原則として従前のままです  
変更する場合には申請が必要です

変更する場合には申請が必要です

※赤字の部分が地籍調査の結果、書き改められる箇所です

### 3. 建物登記事項について（町名・地番変更の場合）

地籍調査の結果に基づき、登記情報は以下の通り書き改められます。

（例：変更前）

新潟県十日町市子 300

所在が「十日町市子 300 番地」から  
「十日町市上島 300 番地」に地番を含め変更になった場合（建物）

表 題 部 （主である建物の表示）	調製	平成 15 年 5 月 7 日	不動産番号	2345678901234
所在図番号	余 白			
所 在	十日町市子 300 番地	余 白		
家屋番号	子 300 番	余 白		
①種 類	②構 造	③床 面 積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付 [登記の日付]	
居宅	木・鉄筋コンクリ	1 階 100 01	平成 20 年 9 月 1 日新築	
	ート造亜鉛メッ	2 階 101 02		
	キ鋼鉄葺 3 階建	3 階 102 03		

権 利 部（甲区） （所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成 20 年 9 月 1 日 第 2345 号	所有者 十日町市子 300 番地 十日町一郎

権 利 部（乙区） （所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成 20 年 10 月 1 日 第 3456 号	原因 平成 20 年 9 月 1 日 債権額 1,235 万円 債務者 十日町市子 300 番地 十日町一郎 抵当権者 十日町市〇〇番地 （株）十日町銀行 共同担保 目録（あ）第 123 号

住所の変更登記をされない場合でも権利関係に変更はありません。  
登録免許税や必要書類等については新潟地方法務局十日町支局へお問い合わせください。  
法務局では現在、登記の手続案内については、電話による事前予約制により、電話対応のみと  
させていただいております。  
また、手続案内の説明は、法務局ホームページ掲載書式に基づいた一般的な説明を行っており、  
申請情報等の作成支援は行っていません。

町名・地番変更の場合、表題部の「所在」の地番は従前のままですが、地籍調査による土地の登記完了後に税務課から法務局に申出をして順次「十日町市上島 300 番地」に変更登記をします。家屋番号も同様に変更します。ただし、一部登記と現状が異なる場合は、変更されない場合があります。

(例：変更後)

新潟県十日町市上島子 300

全部事項証明書

(建物)

表題部 (主である建物の表示)	調製	平成 15 年 5 月 7 日	不動産番号	2345678901234
所在図番号	余 白			
所在	十日町市子 300 番地		余 白	
所在	十日町市上島子 300 番地		令和〇〇年△月〇日変更 令和〇〇年△月〇日登記	
家屋番号	子 300 番		余 白	
①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付 [登記の日付]	
居宅	木・鉄筋コンクリ	1 階 100 01	平成 20 年 9 月 1 日新築	
	ート造垂鉛メッ	2 階 101 02		
	キ鋼鉄葺 3 階建	3 階 102 03		

「十日町市上島 300 番地」に変更する場合には申請が必要になります

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成 20 年 9 月 1 日 第 2345 号	所有者 十日町市子 300 番地 十日町一郎

「十日町一郎」に変更する場合には申請が必要になります

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成 20 年 10 月 1 日 第 3456 号	原因 平成 20 年 9 月 1 日 債権額 1,235 万円 債務者 十日町市子 300 番地 十日町一郎 抵当権者 十日町市〇〇番地 (株)十日町銀行 共同担保 目録 (あ) 第 123 号

「権利部 (甲区)・(乙区)」は従前のままです  
変更には申請が必要です

変更する場合には  
申請が必要になります

◎地籍調査（住所表示変更）についてのお問い合わせは

十日町市 建設部 都市計画課 地籍調査係

〒948-8501

十日町市千歳町 3 丁目 3 番地

TEL025-757-3342

◎個人の住所変更証明書についてのお問い合わせは

十日町市 市民福祉部 市民生活課 市民係

〒948-8501

十日町市千歳町 3 丁目 3 番地

TEL025-757-3116

◎建物等所在地の変更についてのお問い合わせは

十日町市 総務部 税務課 家屋資産税係

〒948-8501

十日町市千歳町 3 丁目 3 番地

TEL025-755-5131

◎法人市民税の納税義務がある法人の住所表示変更についてのお問い合わせは

十日町市 総務部 税務課 市民税係

〒948-8501

十日町市千歳町 3 丁目 3 番地

TEL025-757-3716

◎会社等変更登記についてのお問い合わせは

新潟地方法務局 法人登記部門

〒951-8504

新潟市中央区西大畑町 5191 番地

TEL025-226-0955

◎十日町市内の不動産変更登記についてのお問い合わせは

新潟地方法務局 十日町支局

〒948-0083

十日町市本町一丁目上 1 番地 18

TEL025-752-2575

（登記の手続き案内の予約は、十日町支局と別の法務局をご案内する場合があります）

その他の不動産については管轄法務局へ

※法務局ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>